

鶴田町障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）第７条の３第６項の規定に基づき、令和６年度における障害者活躍推進計画の取組の実施状況について、以下のとおり公表します。

評価年度	令和７年度
目標に対する達成度	①採用に関する目標（令和７年６月１日時点） 目標：（各年度）当該６月１日時点の法定雇用率（２．８％）以上 実績：実雇用率 １．５７％（不足数２人）
	②定着に関する目標 不本意な離職は生じていない。
取組内容の実施状況	①障がい者の活躍を推進する体制整備 ○障害者雇用推進者として総務課長を選任している。 ○障がい者である職員の相談窓口を総務課人事係に設置している。
	②障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出 ○面談等を通じて、障がい者である職員が負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討することとしている。
	③障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 ○人事評価面談や日常的な声かけ等により、障がいのある職員に対して、体調や必要な配慮等の有無の把握に努めた。 ○障がいのある職員の採用後、必要に応じて、勤務時間、休暇、業務内容等について配慮を行った。